

地方の創意を活かした分権型社会を実現する決議

都市自治体においては、深刻化する少子高齢化や地域経済の低迷などの厳しい社会環境に直面しており、人口減少の克服・地方創生の実現を図ることが、喫緊の課題となっている。

また、地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加しており、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらず、毎年、巨額の財源不足が生じている。

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するためには、都市自治体等の発意に応じた自主・自立的な取組が行えるよう、地方の創意を活かした分権型社会を実現するとともに、これらの取組を実施するための安定的な税財源の確保が不可欠である。

我々、都市自治体においては、地域の特性を発揮した地方創生の実現のため、これまでに国等から移譲された事務・権限等を最大限活かすとともに、地域の総合行政主体として、効率的・効果的な行政経営に取り組んでいく覚悟である。

政府においては、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 国と地方の協議の場の適切かつ実効ある運営

地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うこと。

具体的な事項の協議に当たっては、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

2. 「提案募集方式」等の取組の推進

本年度から開始した「提案募集方式」については、都市自治体等からの積極的な提案にもかかわらず、各府省からの回答は誠意のある対応とは言えず極めて遺憾である。都市自治体からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革推進本部長である総理大臣のもとで、各大臣のリーダーシップにより、個々の提案を着実に実現すること。

加えて、特色ある地域づくりを進めるためには、個々の都市自治体の発意に根ざ

した「手挙げ方式」が重要であるため、積極的に採用すること。

また、本会が提言・提案してきた事項のうち、農地転用をはじめ土地利用に係る権限移譲など未だ実現していない事項をはじめとして、これまでの地方分権改革において実現に至らなかった事項等について、住民自治を拡充する観点から更なる改革に向けた検討を行い、これらを着実に実施すること。

3. 役割分担に見合った財源措置と人材確保

制度改革や事務事業等の見直しにより、都市自治体が新たな役割を担う際には、新たな事務・権限等を安定的に執行できるよう、必要な財源措置を講じるとともに、専門的な人材の確保・育成を図る仕組みを構築するなど、国による積極的な支援措置を講じること。

4. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成27年10月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう適切に対処すること。

(3) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっている。したがって、その実効税率を引き下げるときは、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

(4) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

(7) 地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

5. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

(1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

以上決議する。

平成26年11月13日

全 国 市 長 会